

旧	監事	村 上 恵美子	本渡市瀬戸町 45 番地
	監事	井 上 時 雄	本渡市下浦町 48 番地 1

熊本県公告第 434 号

熊本県卸売市場条例（昭和 46 年熊本県条例第 67 号）第 20 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり出資金の額の変更の届出があったので、同条例第 37 条の規定により公告する。

平成 15 年 6 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

法人名 あまくさ漁業協同組合

新出資金の額 528,954,000 円

旧出資金の額 36,681,000 円

熊本県公告第 435 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 15 年 6 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示及び最低売却価格（予定価格）
 - 第 1 号物件 菊池郡大津町室字南出口 1129 番
雑種地 496.41 平方メートル（実測）
最低売却価格 9,830,000 円
 - 第 2 号物件 菊池郡大津町室字南出口 1131 番
雑種地 234.11 平方メートル（実測）
最低売却価格 4,380,000 円
 - 第 3 号物件 熊本市小島下町字葭場開 1570 番 1
雑種地 870.45 平方メートル（実測）
最低売却価格 34,100,000 円
 - 第 4 号物件 熊本市神水本町 989 番 21
宅地 297.63 平方メートル（実測）
最低売却価格 40,200,000 円
 - 第 5 号物件 熊本市壺川一丁目 325 番 11
宅地 98.26 平方メートル（実測）
最低売却価格 4,960,000 円
- 2 入札期日
 - 第 1 号物件 平成 15 年 7 月 10 日（木） 午前 9 時
 - 第 2 号物件 平成 15 年 7 月 10 日（木） 午前 10 時
 - 第 3 号物件 平成 15 年 7 月 10 日（木） 午前 11 時
 - 第 4 号物件 平成 15 年 7 月 10 日（木） 午後 1 時
 - 第 5 号物件 平成 15 年 7 月 10 日（木） 午後 2 時
- 3 入札場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 9 階 本館 903 会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 各物件の入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ないもの
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による
提出期限 平成 15 年 7 月 8 日（火） 午後 5 時まで
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 個人の場合 印鑑証明書